

平成25年匝瑳市産米 放射性物質検査結果

単位:ベクレル/kg

No	公表日	栽培地 (地区)	採取日	放射性セシウム		
				セシウム134	セシウム137	合計
1	平成25年 8月19日(月)	吉崎 (共興地区)	平成25年 8月16日(金)	検出せず (3.5未満)	検出せず (4.8未満)	検出せず

【参考】基準値(一般食品)放射性セシウム : 100ベクレル/kg

注1)ベクレル:放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。

注2)分析方法:ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

注3)検出数値は、セシウム134とセシウム137それぞれを有効数字3桁まで求め、これらを合算した合計欄は有効数字2桁に四捨五入する。一方の核種のみ検出された場合は、もう一方の検出限界値を足さずに、検出された数値のみを合計欄に記載する。(平成24年7月5日付け食安基発0705第1号食安監発0705第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知)

注4)「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。括弧内の数字は検出限界値。なお、検出限界値は測定ごとに変動する。

注5)米を含む一般食品の基準値については、23年度の500ベクレル/kgから本年4月に100ベクレル/kgに変更されている。測定の際の検出限界値については、基準値の5分の1以下(平成24年3月15日付け食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の20ベクレル/kgとされており、県ではこれ以下の10ベクレル/kg(核種ごと5ベクレル/kg)で測定を実施した。